

(別紙1-3)

太陽光発電システム販売店概要書

(1) 太陽光発電システム販売店に関する事項
(審査対象事項)

整理番号
(記入不要)

1. 太陽光発電システム販売店の名称・所在地等				
名 称	(フリガナ) カブシキガイシャ ホーム・アート		代表者氏名	(フリガナ) イワ ヲウタ
	株式会社 ホーム・アート			井川 雄太
所 在 地	〒590-0047		電話番号	072-233-2381
	大阪府堺市堺区二条通2-14		FAX番号	072-233-5447
連 絡 担 当 者	所属		電話番号	070-5501-0530
	氏名	(フリガナ) ヤマダ アカネ	E-Mail	yamada@homeart.co.jp
山田 あかね				
2. 自主行動基準又は自主的な行動基準の届出				<input checked="" type="checkbox"/> 自主行動基準 <input type="checkbox"/> 自主的な行動基準
公開URL	http://www.homeart.co.jp/			
3. 維持保全に係る窓口				
所 在 地	〒590-0047		電話番号	072-233-2381
	大阪府堺市堺区二条通2-14		FAX番号	072-233-5447
連 絡 担 当 者	所属		電話番号	070-5501-0530
	氏名	(フリガナ) ヤマダ アカネ	E-Mail	yamada@homeart.co.jp
山田 あかね				

4. 大阪府内における過去3年間の販売実績（行が足りない場合には適宜追加ください。）

（太陽光パネル登録製造者製の太陽光パネル設置工事販売実績があるものに限る。）

登録番号	太陽光発電システム登録施工店名	過去3年間の販売実績（件）		
		3年前	2年前	1年前
		10	5	7
合 計		10	5	7

<p>6. 太陽光発電システム登録販売店 独自の事業 (一部の太陽光発電システム登録施工店とのみ共同して行うものを除く)</p>	
事業名	事業概要
電気工事業	一般住宅新築・リフォーム電気工事・オール電化工事 HEMS設置工事 施設工場向け電気設備工事 高圧電気設備工事・街灯イルミネーション工事
<p>7. 相談・クレーム処理体制 相談・クレーム等があった場合の対応方法を具体的にご記入ください。</p>	
<p>弊社は、お客様を第一に考え常に行動しております。</p> <p>堺市の小学校に太陽光を設置した経験がありますので、設置工事をご安心ください。</p> <p>太陽光設置後は、2ヶ月に1度ダイレクトメールで弊社太陽光発電設備の発電量をお知らせいたしますので、発電量のご参考にして頂き、太陽光の異常に早く気付ける仕組みになっております。</p> <p>メーカー保障の他、自然災害補償・工事保障に加入いたしますので、設置完了後も安心していただけます。</p> <p>(相談)</p> <p>○太陽光のお問い合わせを頂き、現場調査にお伺いすると屋根が北面のみのお家や屋根が小さく設置メリットがあまり見込めないお家もあります。 そういうお客様へは、事情をキチンと説明し設置をお断りする場合もございます。</p> <p>○自治体より太陽光の補助金を受けられるお客様へは、補助金申請のお手伝いもさせていただきます。</p> <p>○太陽光発電設備に異常が発生した場合など、迅速に対応させていただきます。 メーカーとの連携がキチンと取れていますので、迅速な対応をさせていただける仕組みです。</p>	

(3) 太陽光発電システム登録施工店に関する事項 (参考内容)

太陽光発電システム登録施工店毎に作成してください

1. 太陽光発電システム登録施工店			
登録番号		名称	
2. 過去3年間の販売実績		22件	
3. 太陽光パネル設置事業を実施できるエリア (ブロック内の全市町村実施可能：○、ブロック内で一部実施可能な市町村あり：△ (右欄に実施可能な市町村名を記入)、ブロック内の全市町村実施不可能：－)			
大阪市内	○		
豊能 (豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)	○		
三島 (吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町)	○		
北河内 (守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市)	○		
中河内 (八尾市、柏原市、東大阪市)	○		
南河内 (富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)	○		
泉北 (堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町)	○		
泉南 (岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)	○		
4. 太陽光発電システム登録販売店が請求する費用の目安 * 次の条件において、代表的な費用 (リフォームに関する費用を除く) をご記入ください。 ・ 築10年程度の2階建て木造住宅 (在来工法) の屋根に定格出力3.5kWの太陽電池モジュールを載せる。 ・ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証及び当時の図面があり、その後、改修工事を行っていない。 ・ 構造耐力は、建築基準法施行令第3章 (構造強度) 第1節から第4節までに規定されている仕様である。 ・ 太陽電池モジュールを屋根に載せても、建築基準法施行令第43条第1項の表及び第46条第4項の表2の区分が変わらない。 ・ 容易に外壁に穴を明けることができる。 ・ 足場を容易に架けることができる。			
			130万円

5. 上記条件の住宅が複数戸あった場合の割引率

概ね、何戸集まれば、どの程度割引があるか、ご記入ください。また、その他条件等がございましたら、ご自由にご記入ください。

戸数	戸	割引率	%
----	---	-----	---

条件等：

6. 太陽光発電システム登録販売店 独自の事業

(当該太陽光発電システム登録施工店とのみ共同して行うものに限る)

事業名	事業概要
電気工事業	一般住宅新築・リフォーム電気工事・オール電化工事 HEMS設置工事 施設工場向け電気設備工事 高圧電気設備工事・街灯イルミネーション工事

--